

元日から大きな災害が起きてしまい、お正月気分が一転しました。被害に遭われた地域の方にはあらためてお見舞い申し上げます。今私達にできることを考え被災地の力になれたらいいですね。それでは今年も張り切ってお伝えします。

《高年齢者雇用の注意点について》

今月は高年齢者雇用で気をつける点についてお話ししたいと思います。慢性的な人手不足に加え、平均寿命の伸びや年金収入だけでは生活が苦しい実情から、高年齢者の就労は増えています。また年金受給開始年齢の引き上げも検討されそれまでの間、働き続けることができるように定年の延長や廃止等を進めるような法改正もたびたびおこなわれています。しかし、最近の高年齢者による自動車事故の多さからも分かるように高年齢ということが一要因となっていることは明らかのように思えます。それでは具体的に事業所ではどのような点に気をつけなければいいのでしょうか？まずはそれぞれの事業内容がどのようなものかによります。運送業や建設業など事故や危険を伴うものなのか、一般的な事務作業なのかによっても異なります。先月のミニミニ通信での定期健康診断も一つの目安になるでしょう。しかし、体は健康なのに心がついていかなくなるのもこの頃です。同じ年齢でもやる気に満ちている人がいる反面、集中力や判断力の低下など自分ではどうにもならないことへのふがいなさに落ち込む人もいます。経済的に余裕のある場合は引き際を自分で決め退職を選ぶこともできます。しかしそうでない場合がほとんどです。まず高年齢者は経済面や心身ともに多様であることを理解しましょう。ひとりひとりが置かれている状況が異なります。次に高年齢者は労災事故の発生率が高いということです。厚生労働省の令和4年の高年齢労働者の労働災害発生状況によると、60歳以上の男女別の労働災害発生率は30代と比較すると男性は約2倍、女性にいたってはなんと約4倍という驚くべき数字でした。さらに休業期間も年齢が上がるにしたがって長期間になるというデータがあります。とりわけ女性の転倒による事故が多いことも特徴的です。年齢を重ねると足が上がりなくなり(本人はあげているつもり)少しの段差でつまずき大きなけがにつながります。足をひっかけやすいコードなどないか、動線上にさまたげになるものはないか、またレイアウトを変えるだけでも労災事故は防げます。このような取り組みは高年齢者がいない場合でも取り入れる価値がありそうです。工作中的けがは労災になりますが、重い後遺障害が残った場合は民事で事業主の安全配

慮義務が問われるケースもあります。そのようなことにならないためにも、高齢者への面談などいろいろな状況を把握することは大切です。それによって可能であればその状況に対応できる部署への転換や就業日、勤務時間の見直しも検討してみましょう。マイナスイメージの高齢者雇用ですが、プラスの面も沢山あります。① 人材不足の解消 ②若手のスキル向上、育成 ③職場の活性化 ④助成金の活用など多くのメリットがあります。誰もが平等に年を重ねていきます。自分が高齢者になったら…と想像し誰もが働きやすい環境作りに少しだけ目を向けてみませんか？

《外国人労働者の諸手続きについて》

コロナ明けから、外国人労働者の雇用が増えてきました。入社手続きは、日本人と変わらないのですが制度を理解していないため手続きが煩雑になるケースが多いです。特に被扶養者の手続きも

が多くみられます。

- ① 被扶養者であったが扶養の範囲を超える収入があって働いていた
- ② 扶養者削除をせず他の保険に加入していた(保険証を2枚所持)
- ③ 妻が母国(海外)で出産したための手続き

①と②は外国人であるかないかに関わらず多く、新年度など定期的に異動の有無を確認していく必要があります。③に関しては、出産の事実を病院で証明してもらい、それを日本語に翻訳したものを添付すれば通常通りの保険給付を受けられます。日本の保険制度を説明することは骨の折れることですが、避けての手続きはそれ以上に大変になるためご協力をお願いいたします。

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

今月も最後までお読みいただきありがとうございました

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

《お問合せ先》

原 労 務 管 理 事 務 所
社会保険労務士 原 智子
東京都江戸川区西篠崎2-7-32
TEL:03-3679-6713
E-mail satori-h@zpost.plala.or.jp